

Title	山中鹿介異聞：『義残後覚』に見る「戦国咄」のありかた
Sub Title	An apocryphal story about Yamanaka Shikanosuke
Author	土井, 大介(Doi, Daisuke)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2008
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.95, (2008. 12) ,p.339- 353
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	岩松研吉郎教授高宮利行教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00950001-0339

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

山中鹿介異聞

——『義残後覚』に見る「戦国咄」のありかた——

土井 大介

一 はじめに

近世は商品としての「話」が幅広く流通した時代であった。そこで確立した様々な文芸ジャンルの中でも主流をなし、現代にいたるまで人気を博しているのが武刃話と怪異譚である。これらのほとんどは一作者の創作ではなく、実在の人物・事件・風説などを潤色したものであるが、文芸テキストによつて語られる人物・事件のありかたは、現実の過去に存在したそれらとは当然ながら必ずしも一致しない。このギャップを考えると、文字化された「話」として完成する以前の、そしてまだ「伝承」と呼べるほどに定着もしていない、限りなく同時代の話題に近いものとして語られた、いわゆる世間話——ここでは「咄」とする——に注目する必要があるだろう。本稿では『義残後覚』なるテキストに収録された多くの武刃話・怪異譚の中から山中鹿介に関する記事を手がかりにして、戦国期の「咄」の特徴をさぐってみたい。

二 『義残後覚』の概要と成立の背景

『義残後覚』は一六世紀末成立の全七卷八十五話の世間話集。現在手もとには内閣文庫蔵二種の影印がある。函架番

号の順にしたがい、仮に甲本・乙本とする。甲本が漢字・片仮名混じりの三冊本、乙本が漢字・平仮名混じりの七冊本である。本稿では『義残後覚』の底本はより先行すると判断できる乙本を用い、必要に応じて甲本を参照する。また、配列に沿って「巻一話」という形で通しの番号を付した。引用の際には適宜用字・送り仮名などを改めてある。

内容は実在の大名や武将が登場する武辺話を中心に、怪談・奇談・笑話・風俗記録など多岐にわたる。その全体像については、笹川祥生氏・山崎由美氏の先行研究^①が参考になる。成立年代は跋文により文禄五（一五九六）年とされているが、実際にはもう少し下ることは両氏ともに指摘しておられる。作者（厳密には監修者）愚軒に関して、「豊臣秀次側近衆にかかわりのある（伽の者）のひとりであったか」（高田衛氏）^②、「中国地方の事情にある程度興味をもち、また、知識もある、京都の住民で、大名の屋敷、たとえば毛利屋敷などに入りしめていたというのが、作者を廻る環境であろうか」（笹川氏）といった推測がなされているが、いずれも確証を得ない。その肖像が他資料によつて明らかにならぬ以上、愚軒なる人物を追うより、愚軒のもとに届けられたという「咄」の集合体が文字化される以前にどのような場において共有されていたのかを考える方が有益であるように思う。

高田氏の指摘どおり、『義残後覚』の各話が「咄」として語られたのは「伽の場」においてのことであつたらう。ただし、語り手は必ずしも職掌としての「御伽衆」に限定されるべきではない。『義残後覚』の中で明確に御伽衆的な人びとが登場するのは、五十一「玄旨法印咄之事」である。「ある時秀吉公、玄旨法印・桑山法印・清須法印・金森法印・因幡足定坊など召されて夜もすがら御咄ありけるが……」とあり、名前を羅列される伽の衆の中に細川幽斎（玄旨法印）・金森長近らが組み入れられている。なおこの話で幽斎が見せた頓知とは、「いかに面白くとも腰より下の話を禁ず」と命じた（伽の衆の話題に艶笑譚が多かつたのであろう）秀吉に対し、「祇園の茶屋で楠でできた茶釜を見た」と発言、「そ

れでは尻が焼けてしまう」と言わせたというものである。この「木釜咄」は『曾呂利狂歌咄』（寛文八刊）に曾呂利新左衛門の手柄として引かれている。その曾呂利の別称である「伴内」を称する人物も「伴内といふ者は世に類ひなき咄の名人にて、秀次公の御前を離れず世の中のことども興あるやうに取り繕ふて咄を仕る」（六一五「伴内が事」）として『義残後覚』に登場する。また、この六一五と次の六一六「又次郎が事」で伴内に劣らぬ咄の名手として紹介されるのが観世方小鼓打ちの観世又次郎である。

このように、『義残後覚』では大名から能楽師まで様々な人物が「咄」を語る。彼らを敢えて狭義の「御伽衆」とせず、「御伽衆の人びと」と仮定して論を進めたい。余談であるが、以前よりその実在を疑われている曾呂利を豊臣家周辺の御伽衆全体のイメージの後世における集大成と理解するならば、木釜咄を介して幽齋と伴内を結びつけている『義残後覚』は何らかのヒントになるかもしれない。

『義残後覚』に登場する実在の大名・武将の数はかなり多いが、登場回数には明らかに偏りがある。最も多いのが秀吉周辺、次いで毛利家・信長にゆかりのある人物。大内・陶・尼子ら中国地方の大名の話題も目立つ。逆に関東・東北・九州の大名は、徳川家康を含めて一切触れられない。高田氏・笹川氏らによる作者説の根拠であらう。ここでもう一点指摘しておきたいのは、各話において絶賛に近い形で扱われる秀吉とは対照的に、信長に対しては終始酷評が加えられることである。一四「松山高野山へ発向之事」では仏敵として身を亡ぼした物部守屋に擬せられ、五一二「定一座頭が事」では座頭に「御智恵は一皮なり」と思慮の浅さを指摘される。六一四「人の妻女を押して取る事」は無法な命令を發した信長が諫められる話であるし、六一〇「鹿島源五左衛門が事」に至っては織田家への仕官を薦められた武者が「信長公はいやなる主にて候」と信長が主君としていかにふさわしくないかの根拠を列挙している。これらを勘案

すれば、『義残後覚』の咄が語られたのは、豊臣家よりむしろ毛利家の周辺であつたかもしれない。

さて、本稿で山中鹿介をとりあげる理由は二つ。ひとつは、鹿介が後世の文芸による虚構化・イメージの固定が最も顕著な武将のひとりであるため。いまひとつは、鹿介を扱う記事二篇が、『義残後覚』の「咄」に特徴的な要素を多く備えていると思われるためである。

三 山中鹿介をめぐる

山中鹿介幸盛は尼子の遺臣。三日月に七難八苦を願ひ、武勇無双にして主家再興に生涯を捧げながら志果たせず上月落城後に非業の死を遂げた武将として知られる。近世以降の一般的なイメージは「忠烈」「悲劇性」ということばで端的に表せる。では、『義残後覚』では鹿介はどのように描かれているのだろうか。まず、二一五の記事を見てみよう。

毛利家軍勢上月城を囲む事

播州上月の城を、秀吉公、智略をもつて上月十郎を味方とし給ふ。そのころ、楠多門兵衛と沙汰をし、山中鹿介をたのみてこの城をもたせ給ふ。さるによつて輝元公、「急ぎ軍勢をさしつかはし上月の城を一時に攻め滅ぼし羽柴筑前守をはじめとして残党尽く討ち取るべし」とて、大将には毛利兵庫頭元康・小早川左衛門佐隆景、吉川・福原・益田・渡部・井上等を諸手の大将として、五万三千の士卒をもつて百重もとりまはし攻むる程に、羽柴筑前守、一万七千の軍勢にて後詰かなはねば、諸勢を退けて急ぎ京都へ上り信長公にこの様子を直段に言上し給へば、諸臣

色々に評義し給ふに、なか／＼三万四万の人数にて後詰かなふとも覚へず、信長公御馬を出だされ候はではかなひがたかるべき評定にて、「さあらは上月の城を捨てよ」とて、尽く人数を引き払ひ給ふ。山中鹿介、一命をなだめられて城を出でにけり。上月兄弟は自害をしてぞ失せにける。

二一五は特定の武者の逸話ではなく、大局的な観点で戦全体の流れを追った「戦史記録」とでも呼ぶべき記事で、『義残後覚』のひとつのパターンである。それらはどの程度事実在即しているのだろうか。二一五を史実と比較してみよう。まず、毛利側・秀吉の後詰など、兵数の記録は他資料と合致。また、秀吉が後詰を断念、信長に救援を求めも却下され見捨てられる形で落城した経緯も同じである。ただし、上月十郎景定は宇喜多直家の配下であり、前年秀吉に滅ぼされている。何より大きな違いは、守将に尼子勝久の名前がないこと。史実においては織田家に接近し城を任されることは、勝久・鹿介主従にとつて尼子再興のための重要な足がかりであった。ところがここでは鹿介が上月城に入ったのはあくまで雇われたからであり、勝久自害の悲劇も描かれず、鹿介自身が捕虜となつて謀殺されたことにも触れられない。大いに違和感が残るが、もうひとつの記事と合わせて考えると、実は無理のない説明になっていることがわかる。六一二は長いので、I～Vに分けて考察を進めることにする。

綿貫左馬介鹿助を討給ふ事

I 爰に中国に山中鹿介と申す勇士あり。この人は雲州尼子下野守晴久の末子ときこゆ。然るに晴久毛利元就公のた

めに亡ぼされ給ふとき、この鹿介は二歳ときこゆ。乳母泣く／＼か、へて山中と云ふところにゆかりあるをたずねて、「これは我が生み出したる子なり。父は君の御供申して侍るぞや」とて養育しける程に、年月積もりて十六、七歳になりける。器量、骨柄、面魂、世の常ならず。手足の節々に一掴みづ、毛の生え出づる所に、すなはち山中鹿介と名付けてける。かく器量のいかめしきのみならず、打物うち立て弓を引く事、世にすぐれたり。武略智謀備へて、城を持ち敵を欺くことは楠正成にもまさりなんと沙汰せり。されば国々、弓箭の半ばの時節なれば、あなたへ雇ひこなたへ雇ふ程に、鹿介か印を出せば八重一重に巻きたる城も尽く退きけり。手立てにおいては凡慮の及ばぬ事どもをなしける程に、鹿介だにこもれば和談にして無事をなす。されば諸方より合力を請ひて屈強の者ども三百ばかりをか、へて中国五畿内をめぐりける程に、

ここで鹿介の来歴として特徴的なのは、晴久の遺児とする点、手足の節々に毛が生えているという異形が語られる点である。これらは他の資料には見られず、中世の伝承の型に近い印象を受ける。武将としての器量がすぐれていることはここでも強調されるが、その能力を主家再興にそそぐことはない。尼子の血をひくという説をとるならばなおさら再興の志は強くあるはずで、その意味では物語としての整合性を欠いている。三百の手勢を抱えて諸方で雇われ仕事をする流浪の傭兵集団のような鹿介勢の位置づけは、次の毛利側からの認識により、いっそう明確になる。

Ⅱ 小早川隆景、この有様を聞き給ひて、「かゝる者をおきなば一定よからぬことのみ出来ぬべし」と思ひ給ひて、ある時芸州へ申させ給ふは、「山中鹿介といふ者は武略備はつてその器量無双の勇士と沙汰候へども、表裏の侍に

て今日は敵となり明日は味方となりて弓箭の本意を背く武士なれば、所詮彼を亡き者になして然るべからん」と申させ給へば輝元公は聞こし召して、「彼ほどの者に人数を寄するもおこがまし。また尋常の者のやうに容易く討取る、ものにも非ず。いかゞすべき」と評議あるところに、「誰そ家中の内に彼が存したる至剛の者はなきか」とあるところに、「朽葉刑部少輔晴義の家中に卯月ウタスギ一日左馬介とて大剛の兵は候なれ」と申されければ、「さらば」とて急ぎ晴義を召して事の様子仰せければ、

隆景は鹿介を、「表裏の侍」「今日は敵となり明日は味方となりて弓箭の本意を背く武士」と評する。そこに「忠烈」は皆無である。

実は、『義残後覚』には、鹿介の如き渡り奉公の武者を中心にした話、遍歴の武者者・牢人が仕官に成功する話が多数収録されている。一―三「野津重繩仕者打取手柄之事」は、牢人の野津が家屋に立て籠もつた走り者を計略をもつて捕らえその手柄が元で小早川秀包に、四―一「加茂河原にて喧嘩の事」も牢人の里見が賀茂の足揃えで無法な振舞いの侍を撃退したことが評判になつて因幡国守に、それぞれ召し抱えられる結末になつている。先にも触れた六一〇はより特徴的で、仕えるなら織田家より武田家であると、武者の側で仕官先を選ぶ発想がはつきり示されている。

鹿介はこの後IVにおいて毛利側の呼び出しに易々と応じる。「忠臣二君に仕へず」という教えに反するこのような武者のありかたは、何も『義残後覚』だけに見られるものではない。松田修氏は『陰徳太平記』の「命惜しく妻子も不便に思んずる者共は、悉く毛利家に降り候へ、土は渡り物也、何ぞ恨み共可思」（卷三九）といった記述に着目、また大将を自害させて生き延びる家臣が多く描かれる——上月城における鹿介はその最たる例である——ことを指摘して、「か

れらは、「侍ハ渡物」という熾烈な自覚を燃焼させて、主従關係をすでに超えた存在であつた」と述べている。³⁾

「朽葉刑部少輔晴義」(甲本も同じ表記)は、毛利家の重臣である口羽通良の子、春良。上月城包圍軍に参加し(鹿介らに宛てた降伏勧告の連名起請文に名前がある)、⁶⁾また鹿介殺害現場にほど近い国吉城を任されていたので、本話に登場するのは不自然ではない。さらに、事件直後の天正六年七月二十三日に輝元から粟屋彦右衛門就光に宛てた書状に、「此間、鹿介申付之儀、俄事付而、通良不被申聞候つるや、朦氣之段尤二候、於干時之事に候条、其方非油断候、…」とある。「鹿介殺害の件は急事であつたので、口羽通良が伝えなかつたのであろうか。粟屋が事態を把握できなかつたのも当然で油断ではない」という内容で、鹿介殺害の計略に口羽親子が関与していたことがわかる。粟屋は『雲陽軍実記』によれば松山城まで鹿介を護送した武将。護送担当者すらあずかり知らぬところで口羽らが極秘裏に鹿介殺害計画を立案したのである。本話の記述がこのような事実を踏まえたものであるなら、その情報源は毛利家の内部事情にかなり精通していたことになる。

Ⅲ 刑部少輔、「かしこまって候。さりながらこのほど鹿介も一兩度参り候が、なか／＼たやすく世の常の者の仕る者とも覚へず。尤も左馬介も至剛なることは並ならず。一年備後の山越を使者に遣はし候ところに、深谷の岨を通り候に、一番ぎりの熊飛び出でて左馬介をつかまんとか、り候をおしならべてむんずと組み、上を下へとや、暫く組み合ひし給ひしが、終に熊を乗り伏せて小脇指にて二刀刺ししとめて中間どもにはる／＼荷なはせて宿に帰り候。『熊にか、れたる』と申して腕も胸腹も余程つかみか、れ候。その外勝れたる手柄ども度々には候へども、何とあるべくやらん。その段は互ひの運次第に候はん」とぞ申されける。隆景は聞き給ひて「いかにも知略を廻らして事

の物悲なきやうにし給へ」と仰せ付けられるれば、「畏まりて候」とてまかり帰り給ふ。その後左馬介を召して「輝元公より御詫意なれば、承つて参りたり。いかゞあるべきぞ」と仰せければ、左馬介承つて、「こは弓箭の冥加に叶ふたる御事に候へ。十余国の御家中に彼ほどの者を承らぬ人などあるべき。某を召し出さるゝこと、武士の本懐を達するにこそ候へ」とて、事もなげにぞ悦びける。刑部少輔聞き給ひて、「その儀ならば明後日鹿介をこれへ請ふべき使者を遣はし、その期に当たつて汝を途中まで迎ひに出し候はんまゝ、道にて仕れ」とぞ仰せける。「畏まつて候」とて、御前を立ちにける。

話題の中心は卯月一日左馬介に移る。左馬介の剛勇ぶりと、「卯月一日」と表記する名字の特異性（俗説に四月一日は更衣で袷から綿を抜く日であることによる訓という）とを考え合わせると、卯月一日（綿抜）氏の氏族伝承であるようにも感じられるが、残念ながら卯月一日氏については明らかではない。『萩藩閥閥録』巻九八に天文九年元就から綿貫という人物に送られた「太刀打高名無比類候」とする書状があり、また『常山紀談』巻八に立花道雪家臣の「四月朔日左三兵衛」の名が見えるが、いずれも本話との関連は不明である。

IV さて鹿介方へ使者を遣はし給へば、「忝し。まかり越すべき」のよし、御返事申されける。かくてその日にもなりしかば、左馬介、我に劣らぬ者ども十五、六人召し連れて、備中の山越をいつも通ふを存じつれば、この道さして出迎ひける。さるほどに鹿介はかゝることは夢にも知らず、手勢すぐつて八十人ばかり召し連れて出で来る。左馬介出迎ひ、「はるぐの御歩行、御草臥れさぞ候はん。途中まで御迎ひに参れとの御事にて、これにてとくよ

り待ち奉る」と申しければ、鹿介、「御迎ひは有り難し。それまでもあるまじきに、御慇懃の御事にこそ」とて挨拶仕るところを、引き抜きてちやうと打ちければ、弓手の肩より妻手の乳の下まで打ち込ふだり。鹿介もさすがの勇士なれば刀を一尺ばかり抜き持ちて見へけるが、十四、五間ばかり高き崖の上にて討たれければ、開きざまに崖よりどうと落ちたり。下はかうへ河とて、向へ半町ばかりの大河なりしが、この痛手を負ひながら川を泳ぎ越して息絶へたり。

鹿介殺害の状況については、『雲陽軍実記』（天正八？）卷五・『桂峯円覚書』（元和八）・『陰徳太平記』（享保二刊）卷五六でも語られる。鹿介が川べりで奇襲を受け、川に飛び込んで向こう岸で息絶える（首を取られる）という筋立ては同じである。公の記録にも「山中鹿介をあい渡りにて被仰付候時、鹿介浅手を負川中へ飛込、向之地へ取渡り可申躰に相見へ候時、一番に川へ追付飛込、川中にてくミ候て鹿介頸取申候事」（『萩藩閩閩録』卷八三、福間彦右衛門）とあり、史実とも符合する。特に『雲陽軍実記』と『陰徳太平記』は類型とはいえ「袈裟掛に」「丁と切る」という表現まで『義残後覚』と類似する。見せ場にあたる場面として、すでに語りの「型」が定着していたのであろうか。ただし、いずれの資料も、鹿介に初太刀を浴びせたのは川村新左衛門、首を取ったのは福間彦右衛門とし、卯月一日（綿拔）の名は表れない。「かうへ河」は『雲陽軍実記』『陰徳太平記』では「甲部川」と表記。阿井（合）の渡しのある現在の高梁川のこと、古名に「軽部川」「川辺川」などがあるという。

V 供の郎従等に、「御説意なるによつてかくの如し。汝等いさ、かもさはりあるべからず」と云ひければ、主なき

働きはいらぬものと思ひけん、ちりぐにぞ失せにける。その中に十六、七の小性二人、左馬介に云ひけるは、「御
誼意なれば力なし。我等二人は鹿介の供を仕り候べし」とて、すなはち鹿介の死骸を河のこなたにつき込めけり。
ころは三月上旬のことなれば桃の花の枝を塚の上にさし、「山中鹿介とて名譽を取りし侍なれば死しても情あらば
この花に根をさし給へ」とて、念仏して二人ながら腹かき切りてぞ失せにける。左馬介、二人の者どもをも鹿介と
ならべて塚につきけるほどに、この桃のちには大木となりけるを、何者か云ひ出しけん、この木を吞めば瘡が落ち
ると云ふて、近国他国より来て削るほどに、のちには削り枯らしける。さるほどに左馬介は鹿介が重代に不動国行
と云ふ太刀のありしが折節差していたりしを取りてしに參らせ上ぐる。名譽の高名仕りけるとて、御褒美給は
り、御感にあづかりけり。

『義残後覚』の鹿介記事の独自性が最もよく表れている、鹿介没後の逸話である。郎従（郎党）は、なおも人数的に
優位を保ちながらあつさりと逃散する。「主なき働きはいらぬもの」という思想は、『義残後覚』が渡り奉公の武者の物
語であることを裏付けている。

郎従らと対照的に潔く殉死を遂げるのが二人の、まだ少年と言つてよい小性（小姓）である。鹿介の死に稀薄な「悲
劇性」を小性が代わつて引き受けているようにも見える。注目すべきは、「小性の義死」というモチーフが『義残後覚』
に散見することである。まず、一七八「宮部久馬介義死之事」。以下に梗概を記す。

大内義隆、宮部久馬介と浅茅鹿馬介の二人の小性を寵愛。ある女房の讒言により、義隆は宮部に浅茅の殺害を命

ず。宮部は入魂の仲の浅茅を暗殺することに耐えられず、浅茅に打ち明け刺し違えることを提案。浅茅は自分のみ切腹することを主張するが宮部認めず、抱き合つて入水。人々は二人の義死を賞賛、遺書を読んだ義隆は讒言した女房を柴漬の刑に処す。

ここでの小性は主君への忠義と同等以上に朋輩への友情（愛情）を重んじており、双方を両立せんとしたがための義死である。西鶴の『男色大鑑』巻四にはいくつか類似した主題の話が見える。六一十一「平岡権六遂義死事」はより鹿介の小性のありかたに近い。

大内義隆の子息「三位中将」に仕える平岡権六道高という十九歳の小性がいた。老母の病のため帰郷している間に陶が大内を攻撃、義隆は自害。死に遅れたことを悔やむ権六は、母の勧めもあり自害をするために中将の跡を追う、遂に念願叶つて主君に対面、許しを得て追腹を切つた。

『義残後覚』における武者の逸話のほとんどは腕力・胆力・武芸・機転など、能力を賞賛する形で記事化されており、精神性が問題にされることはない。忠義を強調されるのはむしろ小性なのである。命を惜しむ武者と、忠義に殉ずる小性。実はこの問題についても松田氏が夙に興味深い指摘をされている。『備中兵乱記』において、三村実親が家臣を救うため自害に追い込まれたのちの、藤若という草履取の殉死のようすを紹介しているのだが、ここでは『陰徳太平記』巻五二の同じ場面を引用する。

生年十六歳に成ける藤若と云る草履取の有けるが、諸士の末座より進み出、かゝる御大将の御自害有けるに、供奉する者の無き事、臆病と云ひ不忠と云ひ、口惜しき人人達かな、いで某一人也共三途死出の御供可申、面々は急ぎ敵方に降参して、栄花に誇り給へやと云もあへず刀を抜いて、宗徒の士三人に手を負せ、やがて実親の死骸に寄り腹搔き破つて死けるを、誉めぬ者こそ無りけれ。

「万卒の代表が、少年であること、しかし、それは単なるイメージではなく、おそらく現実においても、しばしばそうであったのではないか。万卒は今やおち目の主君を見すてている。かれは犠牲要員としてかけがえがないだけである。そんな冷酷な状況において、ただ一人、主君への義を守るものがいる。少年である。おそらくはかれの行爲をささえるものは、義よりもむしろ情であろう」と松田氏は言う⁽⁹⁾。また、山本博文氏も、近世以降病死した主君にも殉死者が出ることを指摘、その多くが主君との一体感をもつていた下級家臣と「侍の義理」を何より重んじたかぶき者的下級武士であることを論証しているが、前者の筆頭が主君と衆道関係にあつた小性であることは言うまでもない。両氏の指摘には全面的に首肯できるが、加えて、「咄」の語り手としての小性の自己投影という要素を挙げておきたい。先に述べた「御伽衆の人びと」の中には当然小性も含まれている。「咄」がくり返し語られる中で、小性たちにある共通の心性が育つていったのではなかつたか。

残りの記述についても確認しておこう。鹿介の塚に桃の枝をさすという挿話がある。史実では上月城の落城は七月であるので、この挿話を生かすために本話を二一五に続ける形では記さなかつたのかもしれない。現地の伝承では鹿介の

遺骸は曹洞宗觀泉寺の住職珊牛和尚さんぎゅうが葬り、高梁川中州に榎を植えて五輪塔を立てたとする^①。植樹という伝承の型は類似しており、『義残後覚』の咄が在地の寺社伝承の影響を受けている可能性もある。桃の木が瘡封じの守りになったとする記述は、前話にあたる六一「和州において希代変化物之事」との連繋を感じさせる。あらゆる病を癒す力を持つ娘の正体が狐だったという話だが、衣服を刻んで作った疱疹除けの護符は実際に効果があり、方々で使い回されているという。『義残後覚』の記事が「連想の鎖でつながれている」ことはすでに笹川氏が指摘されている。薬売りや病除けの護符を売り歩いた下級宗教者が口承文芸の担い手であったことも、一応は考慮に入れておいてよいだろう。

鹿介の遺品として輝元に進上された太刀は、『桂叟円覚書』では「あらみ国行」とする。「不動国行」の方は、『信長公記』巻六に、「松永弾正、濃州岐阜へ罷り下り、天下無双の名物、不動国行進上候て」と見える。名刀の名が広まったことによる、混乱であろうか。

四 おわりに

さて、ここまで拾い集めたわずかな材料をもとに、我田引水たることは承知の上で『義残後覚』の咄がどのように語られていたのかひとつの仮説を立ててみよう。『義残後覚』の咄の提供者は、渡り奉公の武者・武芸者・宗教者・芸能者・薬売りなど、諸国遍歴の人々。史実に関する咄には誤謬もあるものの、ときに細部において事実^②に忠実であり、情報源の偏りが想定される。それを御伽衆の人びと（大名近侍の武将や小性）が、自分なりに咀嚼し脚色して、「伽場」で披露したものであると、ひとまず考えたい。

『義残後覚』において描かれる山中鹿介像は、現代における一般のイメージと異なり、「忠烈」「悲劇性」を感じさせ

るものではなかった。物語としての完成度も高いとはいえない。しかしおそらくはそのような語られ方をする必然性があつたのであり、また、鹿介に代表される『義残後覚』の武者たちにはある種の魅力さえ覚えるのも事実である。それは我々がそこに——いささか陳腐な物言いではあるが、戦国の息吹を感じることができるところではないだろうか。

註

- (1) 笹川祥生「義残後覚」考——戦国説話としての——（『説話論集 第二集 説話と軍記物語』）
山崎由美「義残後覚」について（『芸能文化史』第二四号）
- (2) 『江戸怪談集』解題。
- (3) 岡雅彦「曾呂利狂哥咄」と曾呂利説話（『國語國文研究』五〇）を参照のこと。
- (4) 松林靖明「觀世又次郎覺書——その御伽衆的『環境』について——」（『青須我波良』二四）を参照のこと。
- (5) 松田修「刺青・性・死——逆光の日本美——」
- (6) 『出雲尼子史料集』。輝元から粟屋への書状も同じ。
- (7) 『萩藩閥閥録』卷三二
- (8) 『日本歴史地名大系第三十四卷 岡山県の地名』
- (9) 松田氏前掲書。
- (10) 山本博文「殉死の構造」
- (11) 『増補高梁市史』。「西半次郎覺書」によるという。